

防火管理要綱(消防計画)

文書番号	要綱 304
改訂版数	第 2 版

第1版制定日	2020年11月 1日
第2版改訂日	2023年 1月11日

就労継続支援B型事業所キャロットハウス
〒267-0054 千葉県緑区大高町43番42 ☎043(488)5140
特定非営利活動法人 農福共生研究会

防火管理要綱(消防計画)

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	作成
第1版 制定	2020/11/01	・新規作成・制定	有村	秋葉
第2版 改訂	2023/01/11	・第8条震災対策に「備蓄品点検表(様式304-2)」を追加した。	有村	秋葉

防火管理要綱(消防計画)

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
第1条 目 的	3
第2条 適用範囲	3
第3条 運 用	3
第4条 予防管理組織	4
第5条 建物等の自主検査	4
第6条 職員等の遵守事項	4
第7条 消防用設備等の点検	4
第8条 震災対策	5
第9条 教育訓練	7
第10条 消防機関への報告、連絡	7
(様式304-1) 自主検査表	8
(様式304-2) 備蓄品点検表	9

防火管理要綱(消防計画)

(目的)

第1条 この防火管理要綱(消防計画)(以下「本要綱」といいます。)は、消防法第8条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人農福共生研究会(以下「本法人」といいます。)が運営する就労継続支援B型事業所キャロットハウス(以下「本事業所」といいます。)における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この計画は、本事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用します。

(運用)

第3条 本要綱は、防火管理業務を適確に遵守し、消防計画の正確な実施運用を図ります。

2 本要綱は、本事業所での防火管理業務に係わる協議に基づき起案し、所長が照査したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。

3 用語の定義:本要綱で用いる用語の意味を次に示します。

用語	意味
消防計画	・消防法第8条第1項の規定により作成及び消防署への提出が義務づけられた火災を起こさないための計画です。この中では、不幸にして火災が起こった場合の一人ひとりの役割を定めることも求められています。 本事業所では、提出義務は課せられていませんが、本要綱をもって消防計画とします。

4 配布・回収

(1) 本要綱の最新版は、本事業所本部に常備し、本事業所関係者が常時閲覧可能な状態にしておくこととします。

(2) 本要綱を改定した場合、必要に応じ本事業所関係者に配布します。その際、旧版の回収は配布を受けた関係者の廃棄により代えることができます。

防火管理要綱(消防計画)

(予防管理組織)

第4条 防火管理者、火元責任者が行う日常の管理区域の分担は、次のとおりとします。

防火管理者;秋葉淑子			
	室名	各室の機能	火元責任者
1 F	①第1作業室 (訓練・作業室)	・野菜等の選別・洗浄 ・粗断裁等、農産加工品の一次加工	秋葉淑子
	②第3作業室 (訓練・作業室)	・農産加工品のラベル貼り ・最終検査 ・包装、梱包作業 ・食堂、会議室兼用	
	③厨房	・給食調理(LPG使用) ・消火器配置	
	④1F洗面所		
	⑤浴室		
	⑥1Fトイレ	・男性専用	
	⑦玄関	・消火器配置	
2 F	⑧事務室 (多目的室)		有村妙子
	⑨相談室	・女子更衣室兼用	
	⑩第2作業室 (訓練・作業室)	・農産加工品の二次加工 ・断裁、材料加熱(IH使用) ・粉碎、混成、加熱(IH使用) ・容器充填 ・作業着・衛生帽・専用履物等着用、重点衛生管理対象 ・消火器配置	
	⑪創作作業室 (訓練・作業室)	・手芸等創作活動等 ・静養室兼用	
	⑫2F洗面所	・第2作業室への入室前の手洗い	
	⑬2Fトイレ	・女性専用	

(建物等の自主検査)

第5条 火元責任者は、自主検査表(様式 304-1)に基づき年2回(4月、10月)自主検査を実施するものとします。

2 防火管理者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認するものとします。

3 防火管理者は、報告された内容に、不備、欠陥があるものについては、理事長に報告し、改修を図らなければなりません。

(職員等の遵守事項)

第6条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければなりません。

(1) 火気管理に関する事項

- ① 事業所内及び事業所に隣接する路上は原則禁煙とします。
- ② 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認します。

防火管理要綱(消防計画)

- ③ 厨房内は常に整理整頓し、換気扇フィルター等は定期的に清掃します。
- ④ 事業所内で工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を策定します。

(2) 放火防止に関する事項

- ① 建物の周囲に可燃物を置かないようにします。
- ② 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないようにします。
- ③ 倉庫等の施錠を行います。
- ④ トイレ、洗面所等の巡視を行います。

(3) 避難管理に関する事項

- ① 廊下、階段、通路には、物品(いす等、避難時に通行を妨げるもの)を置かないようにします。
- ② 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は直ちに除去します。
- ③ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報告します。

(消防用設備等の点検)

第7条 消防用設備等の機能を維持管理するために半年毎に点検を実施します。

(1) 消火器

- ① 定位置に配置され、有効期限内かの確認。
- ② 作動可能かの目視確認。
- ③ 周辺に使用を妨げるものはないかの確認。

(2) 誘導灯:電球切れはないかの確認。

(3) 火災報知器:電池切れがなく作動するかの確認。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検の結果を記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、理事長に報告し、改修を図らなければなりません。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとします。

(1) 日常の地震対策

- ① ロッカー、棚等の転倒防止措置を行います。
- ② 窓ガラス、照明器具等の落下、飛散防止措置を行います。
- ③ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行います。
- ④ 危険物等の流出、漏えい措置を行います。
- ⑤ 高所に置かれた重量物は低所に移動します。
- ⑥ 震災用の備蓄品を確保するとともに、備蓄品点検表(様式 304-2)により防災訓練時に状態と数量を点検します。

備蓄品目	数 量	備蓄場所
飲料水2Lペットボトル・先入れ先出しで順次更新	6本×5箱	防災用品保管庫
非常用食料(乾パン等)・5年ごとに更新	1式	防災用品保管庫
応急手当セット(三角布、包帯、医薬品、絆創膏、ガーゼ、体温計等)	1式	事務室
懐中電灯、乾電池	2	事務室、第3作業室
携帯用ラジオ	1	事務室
携帯電話用補助バッテリー	1	事務室

防火管理要綱(消防計画)

- ⑦ 救助、救出用資機材を確保するとともに、備蓄品点検表(様式 304-2)により防災訓練時に状態と数量を点検します。

保管品目	数 量	保管場所
ポンプ稼働用発電機	1	屋外物置
避難梯子	1	2F事務室外側バルコニー
ヘルメット	20	2F事務室×10、1F第3作業室×10
ツルハシ	1	屋外物置
大型バール	1	屋外物置
スコップ	5	屋外物置
ハンマー	5	事務室、各作業室
ロープ	2	倉庫
軍手	20	2F事務室×10、1F第3作業室×10

(2) 緊急地震速報発表時の対応

- ① 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとります。
- ② 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとります。
- ③ 利用者等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努めます。

(3) 地震発生時の安全措置

- ① 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とします。
- ② 火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認します。
- ③ 防火管理者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行います。
- ④ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用します。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において、次の自衛消防活動を行います。自衛消防活動は、防火管理者が統括します。

① 情報収集・伝達

- a テレビ、ラジオ、インターネット等により情報の収集を行います。
- b. 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせます。

② 警戒巡視

- a. 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視します。
- b. 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去します。
- c. 建物内の被害状況等を防火管理者に報告します。

③ 避難誘導

利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行います。

- a. 利用者等を落ち着かせ、原則として防火管理者から指示があるまで待機させます。
- b. 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行います。
- c. 利用者等を広域避難所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員を配置し、他の職員は中間で利用者の誘導を介助します。

防火管理要綱(消防計画)

- d. 利用者・職員の分散をできるだけ避けた上で、必要な場合は、拠点的福祉避難所への二次避難を実施します。
- e. 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とします。

(教育訓練)

第9条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行います。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施します。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	火元責任者
新入職員	採用時	採用時1回	○	
職員	10月	年1回	○	
	朝礼時	必要の都度		○
備考	○印は、実施対象者を示す。			

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とします。

- ① 火災予防上職員が遵守すべき事項
- ② 火災発生時の対応(役割、実施事項等)
- ③ 地震発生時の対応(役割、実施事項等)
- ④ 警戒宣言発令時の対応(役割、実施事項等)
- ⑤ その他必要な事項

3 防火管理者が行う防火・防災に関する防災訓練は、次により実施します。

- (1) 防災訓練を毎年10月に実施します。必要な場合、追加実施します。
- (2) 毎回重点課題を定めて、通報訓練、消火訓練、避難訓練、震災訓練を組み合わせます。
- (3) 必要に応じ消防署に立会指導を求めます。

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行います。

- (1) 防火指導の要請
- (2) 教育訓練指導の要請
- (3) 消防訓練実施の連絡
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

自主検査表

実施日	年 月 日
実施時間	時 分～

所長	検査者

検査項目	点検事項		処置
消火器	安全栓がはずれていないか。安全栓の封が脱落していないか。		
	設置場所から移動されていないか。		
	耐用年数を過ぎていないか。		
誘導灯	間仕切り・衝立・物品等により、視認障害になっていないか。		
	不点灯・ちらつき・電池切れがないか。		
	表示面に変形・破損・脱落等がないか。		
自動火災 報知器	動作確認をして正常に作動するか。		
避難梯子	避難に際し容易に確実に使用できる状態になっているか。		
	降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。		
	標識に変形・破損等がなく、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。		
避難施設の 管理	廊下・階段・通路等の障害となるものはないか。		
	避難口付近に障害となるものはないか。		
火気使用 設備等	厨房機器のガス用具、ホース等に劣化・損傷はないか。		
	給湯設備は適正な状態で使用されているか。		
	LPG、農機・発電機用燃料は適正に貯蔵、管理されているか。		
その他			

- 備考 1. チェック欄には、良の場合は○を、不備の場合は×を、即日改修した場合は△を記入し処置内容を処置欄に記録すること。
2. 自主検査表は、3年間保存すること。

備蓄品点検表

点検日	年	月	日
点検時間	時	分	～

所長	点検者

■ 備蓄品

備蓄品目	数量	備考
飲料水2L ペットボトル		
非常用食料()		
()		
()		
応急手当セット		
懐中電灯		
携帯用ラジオ		
携帯電話用補助バッテリー		

■ 救助・救出用資機材

保管品目	数量	備考
ポンプ稼働用発電機		
避難梯子		
ヘルメット		
ツルハシ		
大型バール		
スコップ		
ハンマー		
ロープ		
軍手		